

# 新潟薬科大学生涯研修認定制度実施規程

制 定 平成 21 年 1 月 16 日

最新改正 平成 30 年 11 月 13 日

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この実施規程は、新潟薬科大学（以下「本学」という。）の高度薬剤師教育研究センター（以下「当センター」という。）が薬剤師認定制度認証機構の認証プロバイダーとして薬剤師を対象に実施する「生涯研修認定制度（認証番号 09）」の運営に関し、必要な事項を定める。

### (研修の内容)

第 2 条 研修内容は、基礎薬学及び薬剤師業務を遂行するために必要な知識・技能・態度に関わるものとする。

### (研修の形態)

第 3 条 生涯研修認定制度の対象となる研修の形態は、次の 6 通りとする。

- (1) 薬剤師生涯教育講座
- (2) 当センターが主催するグループ研修
- (3) 大学院講義
- (4) 特別講演会
- (5) 他団体で行う本学が認定した研修（認定研修）
- (6) 自己研修（本学が認めた学会・シンポジウム・研修、論文発表及び学会発表）

## 第 2 章 研修の単位基準、記録及び受講料

### (研修の単位基準)

第 4 条 生涯研修認定制度における研修毎の単位基準は、次のとおりとする。

- (1) 当センターが主催する「薬剤師生涯教育講座」の単位基準は、90 分につき 1 単位とする。  
ア DVD 映像の閲覧による単位基準は、90 分につき 0.5 単位とする。ただし、年間 2 単位を上限とする。DVD 研修の受講及び単位取得の方法については別に定める。
- (2) 当センターが主催する「グループ研修」の単位基準は、90 分につき 1 単位とし、1 日 4 単位を上限とする。
- (3) 当センターが主催する「大学院講義」の単位基準は、90 分につき 1 単位とし、1 日 4 単位を上限とする。また、単位基準の上限は 20 単位とする。ただし、大学院の在籍者（大学院の単位として使用する受講者）には、単位を重複して付与しない。
- (4) 当センターが主催する「特別講演会」の単位基準は、90 分につき 1 単位とし、1 日 4 単

位を上限とする。

(5) 当センターが主催する「認定研修」の単位基準は、90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。

(6) 「自己研修」の単位基準は、次のとおりとする。

ア 本学が認めた学会・シンポジウム・研修の受講は、90分につき1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、学会等で複数日にわたって行われる研修については、2日間につき6単位、3日間につき9単位を上限とする。なお、この場合の単位は、平成20年9月1日以降に受講したものに限り。

イ 論文発表は、主著者 (first author 又は corresponding author) は5単位、共著者は2単位とする。

ウ 学会発表は、発表者は2単位、共同発表者は1単位とする。

エ イ及びウ共通の注意事項は、次のとおりとする。

(ア) 論文発表と学会発表の単位認定は、申請に必要な単位のうち、あわせて10単位までとする。

(イ) 論文発表と学会発表の単位は、平成20年9月1日以降に発表されたものに限り。

2 本学の主催研修及び認定研修に30分以上遅刻した場合には、単位を認定しない。また、早退する場合は残りの時間に関わらず、単位を認定しない。

3 本学の主催研修及び認定研修の講師には、1日担当するごとに1単位を追加して付与する。

4 e-ラーニング等のインターネットによる研修の単位基準は、90分につき1単位とし、1日2単位を上限とする。

(研修の記録)

第5条 研修の記録は、「新潟薬科大学薬剤師生涯研修履修手帳」(以下「研修履修手帳」という。

様式第1号)に「生涯研修認定単位(シール)」(以下「単位シール」という。様式第2号)を貼付又は記入により行う。

2 本学の主催研修及び認定研修には「研修認識番号(コード)」を付与し、管理システムにより記録する。

3 単位シールには、研修に関する具体的な内容(受講年月日、課題名、主催者名、会場名、時間及び単位数)を記録する。ただし、学外団体が発行する単位シールなど、研修に関する情報の記載がない場合は、研修履修手帳にそれらの情報を追記する。

4 研修履修手帳は無料とし、研修認定薬剤師の認定毎に、新しい研修履修手帳を使用する。

(単位取得証明)

第6条 生涯研修認定を受けようとする者の単位取得の証明は、単位シールを貼付した研修履修手帳により行う。

(研修記録の証明)

第7条 研修履修手帳の破損又は紛失によって研修記録が不明となった場合、いかなる事由があっても当該記録の証明は原則として行わない。ただし、当該記録を証明できるものがある場合は、この限りではない。

(登録料)

第8条 生涯研修認定制度の受講にかかる登録料は、通年額で本学卒業生は卒業の初年度においては無料、その翌年度以降においては5,000円とし、他大学卒業生は10,000円とする。なお、本学が主催する薬剤師生涯教育講座、グループ研修、大学院講義のいずれを受講しても追給はなく、複数の研修区分を重複して受講しても差し支えない。

2 単位シールの交付を希望する者で、薬剤師生涯教育講座、グループ研修及び大学院講義に関わる本条第1項に掲げる受講手続きを経ない場合の受講料は、90分につき、本学卒業生は500円、他大学卒業生は2,000円とする。

3 研修の内容によっては、募集要項などで予告したうえ、別途教材費などの諸経費を徴収できるものとする。

### 第3章 認定研修

(認定研修を希望する学外団体による手続)

第9条 本学は、学外団体が実施する薬剤師の資質向上に関わる研修について、次のすべての要件を満たし、本条第2項の手続きを経て、高度薬剤師教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が「認定研修実施団体」として承認した場合、本学の生涯研修認定制度に基づき単位シールを交付する。

ア 生涯研修認定制度の目的に適った認定研修実施団体として、適切であること。

イ 会員或いは構成員に薬剤師が10名以上含まれており、かつ会則及び会員名簿を有すること。

ウ 新潟薬科大学生涯研修認定制度実施細則の認定基準を満たしていること。ただし、学外団体がイの内容を満たしていない場合であっても、薬剤師も受講対象としている研修会を継続的に開催している団体においてはこの限りではない。

2 学外団体が認定研修を希望する場合は、「認定研修実施団体登録申請書」（様式第3号）、前項アを確認できる書類及び前項イの会則及び会員名簿を当該申請書に従って整え、当センターに提出する。

3 認定研修実施団体の登録手続きは、年度毎に更新する。

(認定研修開催申請書)

第10条 認定研修実施団体は、「認定研修開催申請書」（様式第4号）を研修1回につき1通、当該研修開催予定日の1ヶ月前までに、当センターに提出する。なお、プログラム又はそれに順ずるものを添付する。

(認定研修開催申請書の承認書及び単位シールの提供)

第 11 条 本学は、前条に基づいて認定研修実施団体から認定研修開催申請書が提出され次第、運営委員会において申請内容を審議し、生涯研修認定制度に基づく研修として適当と認められた場合に、「認定研修開催申請書の承認書」(様式第 5 号)及び単位シールを提供する。

2 認定研修実施団体は、受講者の出席を確認ののち、単位シールを配布する。

(認定研修開催申請書の不許可通知)

第 12 条 前条第 1 項に基づく認定研修開催申請書に関する審議の結果、生涯研修認定制度に基づく研修として不適と認められた場合は、認定研修実施団体に対し「認定研修開催申請書の不許可通知(お知らせ)」(様式第 6 号)を通知する。

(認定研修終了報告書及び認定研修変更申請書)

第 13 条 認定研修実施団体は、当該研修会終了後、2 週間以内に「認定研修終了報告書」(様式第 7 号)を、研修 1 回につき 1 通、残余の単位シールを同封のうえ、当センターに提出する。

2 認定研修実施団体は単位シールの交付者について、受講者名及び勤務先名称を記載した「生涯研修認定単位交付一覧表」(様式任意)を当センターに提出する。

3 単位シールが不足した場合は、「認定研修変更申請書」(様式第 8 号)を添付して、不足分を請求する。

4 認定研修実施団体の登録又は認定研修開催申請の手続きを経ていない研修に出席した場合、受講者は第 14 条に準じた手続きにより、単位シールを当センターに直接請求する。

#### 第 4 章 自己研修

(研修認定薬剤師単位取得申請書(他機関での研修受講))

第 14 条 第 17 条に規定する学会・シンポジウム・研修に出席した場合、単位シールを請求しようとする各自が研修 1 回につき 1 通、次の書類を添付し、当該研修修了日より 1 ヶ月以内に、所要の切手を貼付し、宛て先を明記した返信用封筒を同封のうえ、郵送により当センターに提出する。なお、プログラム又はそれに順ずるもの、及び研修を受講したことを証明するものを添付する。

ア 「研修認定薬剤師単位取得申請書」(他機関での研修受講用)(様式第 9 号の 1)

イ 研修の開催プログラムのほか、研修受講者名簿、研修の参加証又は参加費の領収書の写しのいずれか、研修会を受講したことを証明するもの。

ウ ACPE から認証された集会の場合、主催者の発行する参加証明書のみで可とする。この場合、「研修認定薬剤師単位取得申請書」の「研修成果」は未記入でよい。

2 本学は、前項による提出書類を審査のうえ、適当であると認めた場合に単位シールを交付する。

(研修認定薬剤師単位取得申請書(論文発表))

第 15 条 第 17 条(イ)に規定する学会において論文発表した場合、単位シールを請求しようとする各自が発表 1 回につき 1 通、「研修認定薬剤師単位取得申請書」(論文発表用)(様式第 9 号の 2)を添付し、論文公表後、研修履修手帳と論文の別刷又は写しを当センターに提出する。

2 本学は、前項による提出書類を審査のうえ、適当であると認めた場合に単位シールを交付する。(単位シールは、当センターが研修履修手帳に貼付する。)

(研修認定薬剤師単位取得申請書(学会発表))

第 16 条 第 17 条(イ)及び(ウ)に規定する学会等において学会発表した場合、単位シールを請求しようとする各自が発表 1 回につき 1 通、「研修認定薬剤師単位取得申請書」(学会発表用)(様式第 9 号の 3)を添付し、学会発表後、研修履修手帳と学会発表のプログラム又は抄録の写しを当センターに提出する。

2 本学は、前項による提出書類を審査のうえ、適当であると認めた場合に単位シールを交付する。(単位シールは、当センターが研修履修手帳に貼付する。)

(学会・シンポジウム・研修の範囲)

第 17 条 生涯研修認定制度の対象となる学会・シンポジウム・研修の範囲は、次のとおりとする。

ア 国及び都道府県の行政団体が主催又は共催の研修会。

イ 日本学術会議の第 7 部(医学・歯学・薬学)に登録されている学会が行う集会で、「学会名鑑(旧：全国学術研究団体総覧)」に掲載されている集会、及びそれと同等のものと運営委員会が認めた集会。

ウ 薬剤師の資質向上に資する国内外の集会。

エ その他、運営委員会が認めた集会。

(研修認定薬剤師単位取得申請書)

第 18 条 当センターが単位シールを請求しようとする各自から第 14 条、第 15 条及び第 16 条に基づき「研修認定薬剤師単位取得申請書」の提出を受けた場合、単位シールの交付とともに「研修認定薬剤師単位取得申請書の受理書」(様式第 10 号)を送付する。

## 第 5 章 研修認定薬剤師の認定手続及び要件

(研修認定薬剤師の認定要件)

第 19 条 研修認定薬剤師の認定要件は、次のとおりとする。

(1) 4 年以内に 40 単位以上を修得していること。ただし、毎年少なくとも 5 単位以上を修得しなければならない。

(2) 他の認証プロバイダーにおいて修得した単位も、20 単位まで本学の単位として認める。

(3) e-ラーニング等のインターネットによる研修で修得した単位は、10 単位まで本学の単位として認める。

(4) 運営委員会が、出産・育児、病気等、やむを得ない事由によって受講できなかったと認

めた場合には、その期間は4年間から除外する。

(研修認定薬剤師の認定手続)

第20条 前条の要件を満たした者は、毎月の末日までに当センターに次の申請書類の提出及び第24条に規定する認定申請料の納付を行う。なお、研修認定薬剤師証(様式第11号)の授与は、各申請月の翌々月中に行う。

- (1) 「研修認定薬剤師証新規申請書」(様式第14号)
- (2) 研修履修手帳又はこれと同等の履修記録
- (3) 履歴書(様式第12号)
- (4) 薬剤師免許証の写し
- (5) IDカード貼付用顔写真
- (6) 第19条(3)に該当する場合、それを証明する書類

2 当センターは「研修認定薬剤師新規申請書」の内容を審査のうえ、研修認定薬剤師として認定された者については「研修認定薬剤師名簿」(様式第13号)に搭載し、本学の学長が研修認定薬剤師証を交付する。

3 認定日は、申請書に記載された「申請日」とする。

(研修認定薬剤師の更新要件)

第21条 研修認定薬剤師証の有効期間は交付日から3年間とし、更新は3年毎に行う。なお、更新を行わない場合は、資格を喪失したものとみなす。

2 研修認定薬剤師の更新時の要件は、次のとおりとする。

- (1) 3年以内に30単位以上を修得していること。ただし、毎年少なくとも5単位以上を修得しなければならない。
- (2) 他の認証プロバイダーにおいて修得した単位も、15単位まで本学の単位として認める。
- (3) e-ラーニング等のインターネットによる研修で修得した単位は、10単位まで本学の単位として認める。
- (4) 運営委員会が、出産・育児、病気等、やむを得ない事由により受講できなかったと認められた場合には、その期間は3年間から除外し、延長期間中であっても研修認定薬剤師資格は維持される。

(研修認定薬剤師の更新手続)

第22条 前条の要件を満たした者は、毎月の末日までに当センターに次の申請書類の提出及び第24条に規定する認定申請料の納付を行う。なお、研修認定薬剤師証の授与は、各申請月の翌々月中に行う。

- (1) 研修認定薬剤師証更新申請書(様式第15号)
- (2) 研修履修手帳又はこれと同等の履修記録
- (3) 履歴書(他機関からの更新申請及び職歴が変更された場合のみ。)

- (4) IDカード貼付用顔写真
- (5) 更新を必要とする研修認定薬剤師証の写し
- (6) 第19条(3)に該当する場合、それを証明する書類

2 当センターは「研修認定薬剤師証更新申請書」の内容を審査のうえ、本学の学長が研修認定薬剤師証を交付する。

3 更新認定日は、申請書に記載された「申請日」とし、次回の更新(3ヶ年)は、研修認定薬剤師証の「交付日」から起算する。なお、申請日以前に取得した単位は、次回の更新の単位には充当できない。

(研修認定薬剤師証の再交付手続)

第23条 研修認定薬剤師が、研修認定薬剤師証を破損又は紛失した場合、或いは氏名の変更が生じた場合には、「研修認定薬剤師証再交付申請書」(様式第16号)を当センターに送付することにより再交付できる。

(認定申請料)

第24条 認定に要する申請料は、新規申請料・更新申請料・再交付申請料とも10,000円とする。なお、IDカードの発行については、新規申請及び更新申請の場合は無料、再交付の場合は1回につき3,000円を徴収する。

(認定の適否評価)

第25条 当センターは、「新潟薬科大学生涯研修認定薬剤師認定基準」に基づいて提出された申請書類を審議し、認定の可否を決定する。適合している場合、本学の学長が研修認定薬剤師証を発給する。ただし、研修認定薬剤師証の交付には、運営委員会において委員の3分の2以上の承認を必要とする。

(認定の取り消し条件)

第26条 認定薬剤師として認定された後で、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことがある。

- (1) 日本国の薬剤師資格を喪失した場合
- (2) 不正な方法で認定を受けたことが判明した場合
- (3) 薬剤師としての名誉を著しく汚す行為があると認められた場合

(他の認証プロバイダーの単位の取扱い)

第27条 他団体が実施する研修については、薬剤師認定制度認証機構から認証された他の認証プロバイダーにおける修得単位も、本学の生涯研修認定制度に単位として認める。ただし、他の認証プロバイダーの単位シールとの重複発行は行わない。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、運営委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

本実施要領は、平成 21 年 1 月 16 日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。なお、第 19 条第 1 項では研修認定薬剤師の認定要件について 4 年以内の単位取得期間を規定しているが、生涯研修認定制度認証の認証時期が年度途中であることから、経過措置として平成 21 年度の受講期間については、機関認証を受けた平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 7 ヶ月間を加えることとし、受講期間を平成 21 年度のみ 19 ヶ月間に延長する。

附 則

本実施要領は、平成 21 年 4 月 17 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

本実施要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

本実施要領は、平成 23 年 9 月 16 日から施行し、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

本実施要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度生涯研修認定制度登録者から適用する。